

家族介護のもとでの高齢者の殺人・心中事件

鈴木 玉 緒

1、はじめに

家族サイクルの視点から見れば、家族は、夫婦の婚姻によって開始され夫婦の死亡によって消滅する。その意味において、家族の寿命は個人の寿命よりもさらに短くなった（望月 1980： pp. 3-6）とされている。“制度としての家族”が個人の意思を超えて永続する力を持っていた時代とは異なり、“近代家族”のサイクルは短期化したといえるだろう。現代においてはさらに、長寿化、晩婚化、未婚化などとの複合現象として、むしろ個々の家族サイクルは長期化する傾向と、それぞれが一回性のものになってゆく傾向とを強めていると思われる。

ところで、個々の家族サイクルの高齢期の段階において、家族構成員がサイクルを人為的に終わらせようとし、いわゆる介護殺人や心中などが発生することは、日本社会の特色として広く知られている。介護に関わるこうした高齢者の事件は、介護保険導入前夜においては、しばしば家族解体の指標として捉えられ報道され、社会的介護の必要性を示す有力な根拠の一つともなっていた。しかしながら実際に制度が走り出してみると、家族の介護力や経済力を含み資産として制度設計がなされていたことが明白となってきた。特別養護老人ホーム入所の待機者が雪だるま式に増加してなかなか入居できず、在宅介護が長期化し専門的な介護が必要な状況になるにつれて、家族には過重な介護負担と経済的負担がのしかかる、といった悪循環が現実には起きている。

現代の家族が、そのサイクルを無理やりに閉じるケースには、どのような特徴があるのだろうか。またその趨勢はどのようであるのだろうか。介護保

険制度の導入との関連はどうなっているであろうか、といった数々の疑問が浮かんでくる。そこで、1985年から2006年の約20年間の新聞報道記事に登場した、家族介護に係わる事件を素材として、事件の特性を探りつつ、その経年変化を調べることにする。本論文はそのための序論である。

2、実態把握のための枠組み設定の困難さ

家庭内での介護に関連して起きた親族どうしの事件に限定した場合でも、実態を把握するための統一された枠組みは現在のところまだ確立しておらず、先行研究においてそれぞれ用いている枠組みに若干のずれがある。とくに議論が分かれるのは、心中は殺人であるのかという点と、心中は虐待であるのかという点についてである。

医療福祉・社会福祉・司法福祉などの観点からは一般的に、心をこめて毎日の世話をし、相手と自分の生命・健康の維持のために最大限の努力を行っていた介護者が、自分も死ぬ覚悟で殺害に及んだ場合は、単なる殺人ではなく「老病心中」などとして理解すべきではないかとする立場（清水1980b：pp. 839-840）が有力である。また「老人介護事件」として別枠で扱う立場（太田1987）や、「介護殺人」としてやや別枠で扱おうとする立場（加藤2005：pp. 11-14）もある。加藤は、心中は虐待とまでは言えないが、加害者による被害者への自己同一化によって起こるものであり、愛情の名のもとでの支配という「やさしい暴力」による「介護殺人」だと捉えている。そのうえで加藤は、介護殺人の定義を「親族による、高齢者介護をめぐる発生した事件で、かつ死亡に至った」場合としている（加藤2005：p. 5）。

しかし一方、本人の意思や人権を無視した無理心中は高齢者虐待の最たるものであって、それは殺人と後追い自殺の組み合わせにほかならないとする立場があり（山口2001：p. 142）、現行法に沿った捉え方であると思われる。

このように心中に関してさえ、単なる殺人として捉えることはできないと

する立場から、他者の尊厳を踏みにじる殺人行為だとする立場まで、大きく見解が分かれており、新聞記事の報道においてもまた、この両者の立場が混在している可能性を念頭に置かねばならないだろう。

殺人や心中は、家族のなかで介護を受けている状況下で高齢者が遭遇する出来事としては、生命に直接係わり、事件性が高いものである。そのため警察発表を情報源として、親族が関与した殺人事件や心中事件の報道は、新聞記事のなかには比較的登場してくる。これらの事件報道を大きく分けると、事件の発生と概要を伝え加害者の簡単なプロフィールと逮捕のいきさつなどを知らせるものと、公判が進んでいくにつれてその結果を伝える続報とがある。

事件報道では法律の表記を用いていることが多く、そのため心中は殺人だとする後者の立場で淡々と書かれた記事がほとんどである。たとえば心中の多くは、加害者の自殺や自殺未遂と、加害者の被害者に対する殺人や殺人未遂との組み合わせとして表記されている。続報において殺人は「囑託殺人」「承諾殺人」「傷害致死」「遺棄致死」などへ罪種の名称が変化していくこともある。さらにたとえば、公判における検察側の論告求刑などではとくに、被害者を最後まで親身に介護してどうにも行き詰まって殺害し、自殺未遂を起こした者に対してさえ「短絡的で自分勝手な犯行」「周囲の助けを無視した独善的な犯行」などと厳しい文言が投げかけられ、新聞記事にもそれが反映されている。

一方、世間の耳目を集めるであろう特徴的な事件について、記者が裁判を傍聴したり親族に取材したりして特集記事を組む場合もある。それらのほとんどは、加害者と被害者が事件へと追い込まれていった状況を解明し、当時の彼らの心情を理解し読者に伝えることに努力が傾けられており、心中は単なる殺人ではないとする前者の立場で書かれている。

このように、新聞記事の報道の立場には、両者の立場が混在している。通常は一つの事件についておおよそ二百～三百字前後の淡々とした記事である

が、表1に示したように、一つの事件について合計二千字を越える記事が1997年以降に多出している。公判結果を知らせる統報が新聞各社で頻繁に出されていることと、特集記事が組まれていることによるもので、これらの期間には、前者の立場に基づき、一種のマスコミによる議題設定が行われていることが確認できる⁽¹⁾。

また、近年登場した類似概念として、「シルバーハラスメント」「高齢者の不適切処遇⁽²⁾」「高齢者の不適切介護⁽³⁾」「高齢者の虐待」などがあり、これらもまた家族介護のもとで高齢者が遭遇することのある出来事を表現している。これらの多くは生命をただちに断つようなものではないが、日々の家族介護のなかで恒常的に繰り返され慢性化していく性質を持つ点で共通しており、中には、相互行為のパターンが成立してゆく中で、生命の危機に至るものも存在する。しかしその途上で事件化もされず表面化しにくいいため、新聞記事だけではほとんどその実態は捉えられないということも、念頭に置いておかねばならないだろう。虐待という概念を用いることによって、高齢者に対する家庭内での暴力もまた児童虐待や配偶者間の虐待などと同列に扱おうとする動きがあるため、その場合には虐待の延長線上に心中や殺人をどのように位置づけるのかが問題となってこよう。

ここでは、家族介護のもとでの殺人・心中事件についての先行研究と高齢者虐待の実態調査とを合わせて検討しておきたい。

3、新聞記事報道を用いた主な先行研究

新聞記事による報道を分析の材料とすることには、さまざまな限界が存在する。事件報道の記事の多くは、警察発表や周辺住民への取材などの限られた情報源によっており、しかも日々発生する新たな多数の事件のなかから取捨選択しながら限られた紙面上に配置した結果である。そのため、新聞紙上で報道される事件は氷山の一角でもあり、また記事の選択、編集方針、解釈、

報道姿勢などによる各種のバイアスがかかることは避けられない。

しかしながら、現在のところこうした事件について数十年スパンで全国的に網羅したアクセス可能なデータが他に存在しないため、先行研究においても新聞記事を素材とするものが多い。とくに経年変化を知るには新聞報道を材料とするしかないのが現状である。

家族介護に係わる事件について、新聞記事報道を用いて分析した主な先行研究としては、下記のようなものがあり、それぞれ得られた主な知見は以下の通りである。

(1) 昭和 50 年代の首都圏の「老人介護事件」

1974 年から 86 年の 13 年間に全国紙三紙で報道された、首都圏の「老人介護事件」29 件を調べた太田は、高齢者の介護に関わる死亡事件の背景を、次のように指摘している。全国平均に比して首都圏では、在宅寝たきり高齢者世帯の構成が「老夫婦のみ」と「夫婦と未婚の子」であることが多い(太田 1987 : p. 66)。特に、未婚の子と同居している高齢者のほとんどが寝たきり高齢者である。

太田の研究は、首都圏においては、従来型の夫婦間老老介護のほかにも、もう一つの「老親—子」間の介護に関わる致死事件のパターンが存在していたことを示している。昭和 50 年代の間に、全国的に見ると微減であった在宅介護率が、首都圏においては急激に減少し社会的入院や施設介護に転換しており、首都圏独特の問題として、孤立した老人介護世帯が発生している⁽⁴⁾。この時期すでに首都圏において、介護者であった未婚の子には、仕事と介護の両立をしながら、世帯として地域社会から孤立し、独身のまま自らも高齢となっていくパターンが見られたと言えるだろう。

(2) 1990 年代の心中事件に増える男性介護者の加害者

1992 年から 99 年の 8 年間に朝日新聞と毎日新聞の二紙で報道された 60 件、

の心中事件を縮刷版によって調べた一瀬は、高齢の夫婦間の心中事件が6割を占め、そのうち夫が加害者である事件は7割を超え、しかも被害者が寝たきりの状況であったり（28.3%）認知症であったりする（26.7%）背景が存在していることを指摘している。

興味深いことに、男性介護者の介護状況や介護意識は、従来は女性が主に行ってきた家族介護の様態とは大きく異なっており、とくに高齢の夫が介護者となる場合の支援のあり方は別様のものが必要となる可能性が示唆されている。事件は、夫が周囲の援助や公的サービスの利用機会をはねのけんばかりに猛然と献身的・積極的に妻を介護している状況下で、多く発生している（一瀬 2001： pp. 33-36）。さらに、妻の入退院の直後から1ヶ月以内の短期間内での事件が多く、容態が悪化し別人のようになって戻ってきた妻を見たときの絶望がおそらく引き金になっている。

（3）息子-母間の殺人としての介護殺人

山中は、1998年から5年間の朝日新聞の記事に登場した134件を対象として、介護保険制度導入前後の「介護殺人」の実態を調べた⁽⁵⁾。事件報道は平均すると年に27.2件であり、2000年以降に増大している傾向が確かめられたほか、それらの事件に関して次のような概容が判明している。殺人と心中とでは前者がやや多いもののほぼ半々であり、心中のうち加害者側の自殺が未遂に終わるものが約6割であること。配偶者間と親子間（配偶者の親をのぞく）とでは前者でやや多く発生しているもののほぼ半々で、いずれも加害者は6割強が男性であり、とくに親子間の事件ではその4割超が息子による母の殺人であること。職業を持つ介護者は少なく、経済的困窮との関連が予見されること、などである（山中 2004： pp. 39-41）。

山中はさらに、介護殺人の動機の推論によって、加害者の自己中心性や身勝手さによる殺人と、介護による疲労や万策尽きた絶望感による殺人という二類型を挙げている。

(4) “優しい” 殺人としての介護殺人

加藤は、1998 年から 2003 年までの新聞各社の記事に登場した 198 件の介護殺人を調べ⁶⁾、次のような傾向を見出している (加藤 2005 : pp. 44-54)。これらの事件の加害者は、95.9 % が親族であり、男性が多く、息子 37.4 %、夫 34.3 % の順である。息子の割合の方が高いことに注目したい。介護の担い手としては最も割合が高い「息子の嫁」が加害者である割合は非常に少なく 2 % であり、また介護の担い手としてその次に割合が高い「妻」が加害者となるのは 13.6 % である。しかるに被害者は女性が極めて多く、全体の 46.5 % を占める心中 (未遂含む) 事件において加害者の大多数は男性であったことなど、介護殺人の事件発生パターンには性差が見られる。

被害者の状況は、寝たきり状態 31.3 %、痴呆状態 36.4 %、後期高齢者 (75 歳以上) 62.2 % である。加害者の状況は、50 代以上 73 %、主たる介護者 33.3 %、自身にも障害や体調不良がある主たる介護者 20.7 % など、厳しい老老介護の状況がうかがえるが、親身に介護をしていたケースが極めて多い。

また都道府県別の発生件数と割合を見ると、大阪府 16 件 (18.1 %) を筆頭に千葉県・愛知県がともに 14 件 (7.1 %)、東京都・神奈川県がともに 13 件 (6.6 件) などとなっており、大都市圏と地方とで地域差があることが分かる。

(5) 介護労働の担い手に関する報道内容にみる非対称性

羽根は、1972 年から 2004 年までの朝日新聞の記事の中から比較的情報量が多い男性介護者が加害者である事件のみ 30 件を抽出して、主に事例分析を行っている。

男性の方が女性よりも介護期間が短いうちに犯行に至っている傾向があること、にもかかわらず男性加害者の報道では単身独力で献身的介護をしていた事実が強調され称揚されるという、女性加害者の報道にはない傾向がある

など、ジェンダーによる報道傾向の非対称性が確かめられている点は興味深い。

男性介護者が献身的な介護へと追い込まれてゆく「介護ホリック」の状況を確認し、そうした介護の日々のなかで日常的な暴力はほとんど見られなかったことから、殺人・心中と高齢者の虐待とは異質な現象であると結論づけている。

4、各種実態調査にみる、被虐待高齢者の家族的背景

先に述べたように、新聞記事報道の分析によって判明することは、家族介護の中で事件として表面化されたケースのみである。致死事件までは至らない、高齢者の虐待に関しても、介護保険制度の準備期間であった1990年代に入ると徐々に実態調査がなされ始めており、それらによって実態の一端を知ることができるようになってきた。それらの調査報告からは、介護殺人事件とは異なる様相が浮かび上がる。

ここでは高齢者虐待に関連する主な実態調査から、家族的背景に関連する箇所を抽出し、まとめてみる。

(1) 虐待は同居世帯で発生する

田中らが全国約400カ所の在宅介護支援センターを対象として行った実態調査によれば、高齢者虐待事例144件（1992年10月～93年5月の期間に発生）において、被虐待高齢者の割合は、高年齢になるほど、介助を要する度合いが高いほど、痴呆症状を持つほど、高くなっていた。先進諸国と比した日本の特徴として、被虐待者が発生するのが親族との同居世帯である（8割近く）点や、三世帯世帯が4割近くである点が見出された。

同調査の結果によれば、虐待をしている主な介護者は同居の嫁31.3%が最も多く、配偶者20.1%、同居の娘13.2%、同居の息子9.7%の順である。虐

待者が女性である割合は 8 割強にものぼるが、その内訳で最も多いのはネグレクト（世話の怠慢、放棄、拒否）約 6 割である。同居別居を問わず嫁と息子はネグレクトを、配偶者や同居の息子・娘は身体的虐待を、別居の息子・娘は経済的虐待を行う傾向にあることが確認されている。

(2) 介護を押しつけられたと感じている嫁の存在

高崎らが福岡・埼玉・山形三県の保健所、訪問看護ステーション、市町、在宅介護支援センターなどを対象として行った実態調査によれば、高齢者虐待事例 171 件（1995 年から遡って二年以内に発生）において、息子夫婦と同居している被虐待高齢者の割合が高く（47.4 %）、持ち家率が高かった（77.8 %）。老夫婦 2 人暮らしは 12.4 %、独身の子どもと暮らしている者は 11.7 % となっており、心中事件の分析結果とは異なる。

被虐待高齢者の主な介護者は嫁 35.1 %、配偶者 20.5 %、息子 18.1 %、娘 11.1 % の順。被虐待高齢者の虐待者もほぼ重なっており嫁 29.3 %、息子 18.7 %、配偶者 16.4 %、娘 8.8 % の順である。虐待者が主たる介護者になった経緯は「家族だから仕方なく」が 76 % もいる。虐待の背景には、介護を押しつけられたと感じている嫁の意識があるものと推察できる。

虐待の原因（複数回答）は、介護が精神的に苦痛 43.9 %、相手に感謝されないから 25.7 %、相手が反抗的な態度だから 22.8 % などとなっている。虐待の種類（複数回答）で多いのはネグレクト（介護拒否、介護放任）6 割、情緒的・心理的虐待 5 割、身体的暴力 4 割。自らの行為が虐待であると明確に自覚している虐待者は 7 %、うすうす自覚している者は 30.4 %、自覚がない者は 35.1 %、全く自覚がない者は 18.1 % となっており、53.2 % が自覚していない。

虐待者の男女比では 30.4 % 対 64.9 % で女性が多いが、介護者の性別は 7 割強が女性であるのを考えると、虐待者の割合では女性が少なくなっていると言え、この点は心中事件の分析と合致する。

(3) 虐待は過去の人間関係と関連がある

大國らが保健所、保健センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、高齢者総合相談センター、老人性痴呆疾患センター、精神病院・診療所等 4150 機関を対象として、1995 年 4 月 1 日から 1996 年 3 月 31 日までの一年間に扱った高齢者虐待の実態調査によれば、虐待が確認されたのは 491 機関、977 件であった。

三世代同居が 53.3 %（息子家族と同居 40.6 %、娘家族 12.9 %）、独身の子どもと同居が 18 %、夫婦のみ世帯 15.9 %である。主な介護者は嫁 28.2、配偶者 24 %、娘 16.6 %、息子 16.1 %であり、虐待者は親族が約 9 割で、内訳は嫁 29.1 %、配偶者 23 %（夫 13.9 %、妻 9.1 %）、息子 22.1 %、娘 15.2 %になっているなど、他の調査とはほぼ同様の結果である。

被虐待者は女性が 8 割で、後期高齢者になるほど、要介助の度合いが高くなるほど、認知症の症状があるほど、虐待を受けやすくなっている。ただし、寝たきりであって認知症の症状は無いという場合でも、虐待を受けやすくなっており、とくにそれは被虐待者と虐待者の過去の人間関係が悪く、被虐待者からの感謝がない場合に、虐待者である女性から報復として心理的虐待を受ける割合が高い。

虐待の種類（複数回答）は、ネグレクト 58.8 %、情緒的・心理的虐待 46 %、身体的暴力 47.2 %など。男性はネグレクト、女性は身体的虐待を受ける傾向にあることが、ここでも確認されている。

5、結びにかえて

さて、以上のように、事件報道と実態調査の先行研究によって、家族介護のもとで高齢者が遭遇することのある不本意な出来事の概要を見てきたが、これらの先行研究を見る限りでは、以下のようなことが判明する。すなわち、“制度としての家族”を体現する多世代同居型の家族における家族介護では、

嫁による放置型の虐待が行われることによって高齢者の殺人・心中が防がれるという見かけ上の構図があり、夫婦 2 人のみ、または親子 2 人だけになった家族サイクルの最終段階においては殺人・心中が選択されやすい、という傾向がある。

こうした傾向が時系列上ではどのように分布するのか探索するために、今後は、世帯の類型別、家族のサイクルの段階別に、記事の内容分析や実態調査の精読を行う必要があるが、その詳細は別稿にゆずる。新聞記事という限られた材料であることを承知の上で、ここでは、それらの事件記事の内容分析の見通しについて述べておきたい⁽⁷⁾。

多くの先行研究でも明らかにされていた通り、今回の調査においても、図 1 にあるように、家族介護に関連して発生する殺人・心中は、男性加害者の割合が極めて高く、「夫が加害者、妻が被害者」のほか、「息子が加害者、母が被害者」「息子が加害者、父が被害者」というタイプの心中・殺人だけで全体の 60.3 % を占めている。

男性介護者の側には、家族介護労働における新たなセカンドシフトの登場がうかがわれた。当初は両立をするべく頑張っているが、途中で力尽き「介護のために仕事をやめて介護に専念」「やがて退職金や預貯金を取り崩し」という記述が目立った。

仕事を辞めたのち、女性よりもむしろ男性にとって、定年や退職ののち否応なく家庭内の領域に取り込まれ、ただちに全面的な家事や 24 時間体制のケアを迫られるという、新しい状況が発生している。夫にとって、妻は自分よりも長生きして自分の老後を看取ってくれるはずだといった長期的な見込みが容易に覆され、経済的にも極めて心細い状態に置かれる。息子にとって、介護の年月によって自らのライフコースの節目が後ろへ大きくずれたことによる絶望や取り残される不安にさらされる。介護者の 7 割強が女性であるという現状では、羽根論文で指摘されていた“介護ホリック群”の男性は、まだ少数派であるものの、今後は男性もまた、家庭内労働や感情労働という新

たな形態を学習する必要があるだろう。

また図2からは、夫婦間の事件と親子間の事件の件数が1990年代後半から逆転傾向にあることが読みとれる。とくに息子が加害者となって、定位家族のサイクルを老親とともに辿る心中のケースが徐々に増えてきている。

記事の内容分析の結果としては、息子が加害者となるケースには二通りのパターンが見受けられた。一つは冒頭で指摘したような、短期化し、一回性のものになってきた家族サイクルに、未婚の子どもが独身のまま取り残されるパターンであり、いわば“介護の末子相続”とでもいうべき現象が見られるようである。きょうだいの中で年少であったり独身であったりする者が、家族が無く身動きがとりやすいという理由で介護を引き受けさせられているケースが目立つ。

またもう一つのパターンは、1990年代以降にときどき登場する、いわば“年金パラサイト”ともいうべきパターンであり、老親の年金が出た頃になると勝手に引き出し、介護はそこそこにして腹が立つと殴ったり蹴ったりし、やがて放置死させたりしている。まだ件数は少ないが、同居している無職の息子に多くみられ、暴行の程度も残酷である。親のリストラや自らの就職難などといった経済的な問題も背景にあるとみられる。

また図2からは、件数のピークが1998年、2002年、2006年の三回あることがわかる。介護保険導入時と高齢者虐待防止法制定時にピークが合っていることは、介護保険の制度設計が男性介護者に適合的なものではなかったことを示していると言えそうだ。上記の幾つかの見通しの確認も含め、今後の分析を行いたい。

表 1：1 件あたりの合計文字数が二千字を越えた記事

年次	長い記事の 件数	最長記事の 文字数	各年次の 報道事件
1985	0		1
1986	0		6
1987	0		1
1988	0		9
1989	0		9
1990	0		8
1991	0		3
1992	0		8
1993	1	7291	10
1994	0		8
1995	0		10
1996	0		4
1997	2	5807	23
1998	5	11798	35
1999	2	4888	21
2000	2	2928	23
2001	5	4313	27
2002	2	3940	35
2003	2	2166	26
2004	1	2909	23
2005	2	6221	23
2006	9	8447	47
計	33		360

図1：続柄別加害—被害関係別の事件報道

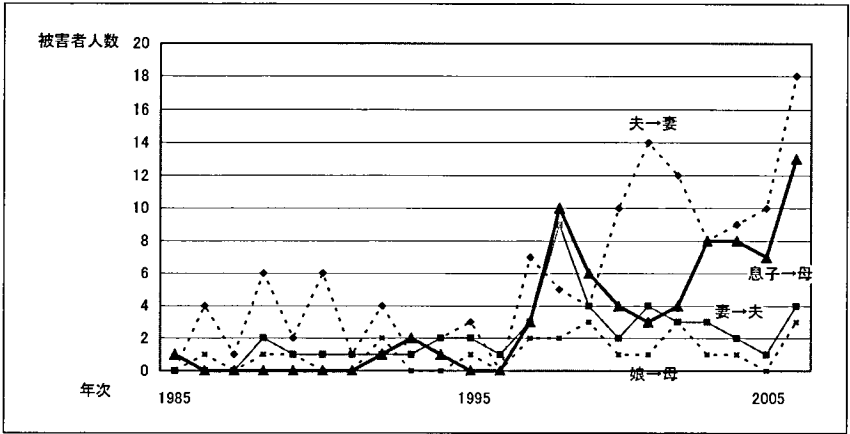
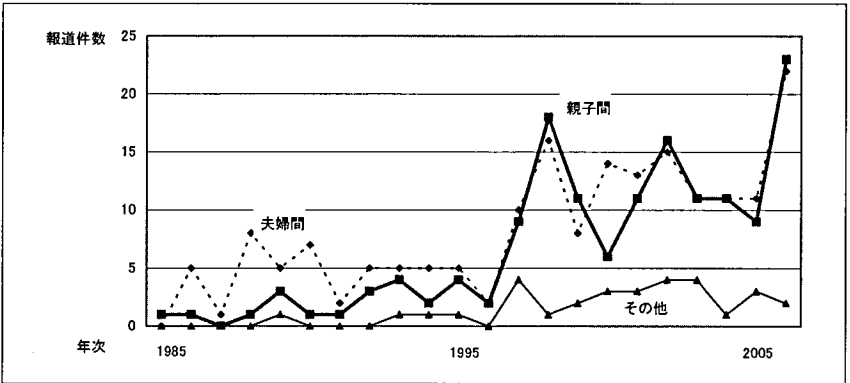


図2：夫婦間—親子間別の事件報道



参考文献

- 一瀬貴子「高齢者の心中事件に潜む介護問題—心中事件に関する新聞記事の分析から」『家族研究論叢』(7)、奈良女子大学生生活環境学部生活文化学研究室家族研究部門、2001 年 3 月、pp. 25-39
- 上田照子「家族介護者による不適切処遇の背景とその予防」『労働の科学』56 (5)、労働科学研究所出版部、2001 年 5 月、pp. 265-269
- 上田照子「在宅要介護高齢者の家族介護者における不適切処遇の関連要因に関する研究」『流通科学大学論集. 人間・社会・自然編』16 (1)、流通科学大学学術研究会、2003 年 7 月、pp. 51-61
- 上田照子ほか「在宅要介護高齢者の虐待に関する調査研究」『日本公衆衛生雑誌』45 (5)、日本公衆衛生学会、1998 年 5 月、pp. 437-448
- 大國美智子ほか「高齢者虐待の全国実態調査：主として保健・福祉機関調査より」長寿社会開発センター、1997 年
- 太田貞司「在宅ケアの課題に関する試論」『社会福祉学』日本社会福祉学会編 28 (8)、1987 年、pp. 54-75
- 太田貞司「都市の女性と老人介護—在宅介護の視点から」『都市問題』79 (6)、東京市政調査会 1988 年、pp. 57-69
- 加藤悦子『介護殺人—司法福祉の視点から』クレス出版、2005
- 加藤悦子「介護殺人—最新事情と援助者の課題」『ケアマネジャー』8 (11) (通号 80)、中央法規出版、2006 年、pp. 80-83
- 静岡県社会福祉士会中部地区活動委員会「高齢者虐待・不適切介護実態調査」静岡県社会福祉士会事務局、2004 年
- 清水照美「老病心中 1」『看護学雑誌』44 (8)、医学書院、1980 年 a、pp. 492-499
- 清水照美「老病心中 2」『看護学雑誌』44 (10)、医学書院、1980 年 b、pp. 835-841
- 高崎絹子ほか「高齢者虐待予防と看護支援に関する研究」福岡県精神保健福祉センター、1996 年
- 田中荘司ほか「高齢者の福祉施設における人間関係の調整に関わる総合的研究」高齢者処遇研究会、1995 年
- 羽根文「介護殺人・心中事件にみる家族介護の困難とジェンダー要因—介護者が夫・息子の事例から」『家族社会学研究』18 (1)、日本家族社会学会、2006 年、pp. 27-39
- 兵庫県 21 世紀ヒューマンケア研究機構長寿社会研究所「県内における高齢者虐待の実態調査及びその防止策に関する調査研究報告書 (平成 16 年度)」2005 年
- 松本寿昭「自殺の心理・社会的要因に関する研究—自殺老人のライフ・ヒストリーの分析を中心として」『大妻女子大学家政学部紀要』16、大妻女子大学、1980 年 2 月、pp. 135-152

松本寿昭「老年期の自殺とその家族的背景」『大妻女子大学紀要 家政系』28、大妻女子大学、1992年3月、pp.131-147

松本寿昭「老年期の自殺とその家族的背景に関する社会病理学的研究」『大妻女子大学紀要 家政系』36、大妻女子大学、2000年3月、pp.117-144

松本寿昭「自殺の心理・社会的要因に関する研究—高齢自殺者のライフ・ヒストリーの分析を中心として」『自殺予防と危機介入』27（1）、日本自殺予防学会、2006年3月、pp.32-43

望月嵩「現代家族の生と死」『現代家族の危機』有斐閣、1980年、pp.1-22

山口光治「実践報告 在宅高齢者虐待の事例研究」『ソーシャルワーク研究』24（2）、相川書房、1998年7月、pp.148-153

山口光治「在宅介護と心中事件—長野市で発生した事件の分析から」『社会福祉士』8、日本社会福祉士会学会運営委員会、2001年2月、pp.141-148

山中美由紀「日本社会と家族介護をめぐる殺人」『変貌するアジアの家族』昭和堂、2004年、pp.35-37

- (1) ただし今回は、報道された時点に力点を置いて言説分析やマスコミ効果の分析をするのではなく、事件が発生した時点に力点を置いて家族の変化に伴うアウトプットを分析したいと考えたため、事件数のカウントの際には、続報によって事件発生（または発覚）年次が判明したものなどはできる限り遡った年次でカウントし、続報は既報に含める形でまとめ合わせて一件としてカウントした。そのため表1の長い記事は、むしろ事件発生後の社会的関心の高まりを示すバロメータとして見ることができよう。
- (2) 静岡県社会福祉会中部地区活動委員会『高齢者虐待・不適切介護実態調査』報告書（2004）によると、「不適切介護」とは、虐待行為に準ずる行為であり、故意や作為によらないが結果として不適切な介護になっている場合や、偶発的あるいは単発的な過失、誤解や無知によって不適切な対応がなされている場合も含む。虐待行為は、「身体的虐待、放任・介護放棄、情緒的・心理的虐待、金銭的・物質的搾取、性的虐待、自虐」の6項目からなっている。
- (3) 「不適切処遇」は、現在のところはまだ虐待には至っていないが、現状が継続したりエスカレートしたりすることにより、やがて虐待に発展する虞があるような介護の実態を指す（上田2001：p.9）。上田は不適切処遇の類型として「身体的虐待、性的虐待、言語的虐待、心理的虐待、経済的虐待、意図的放任、無意図的放任、意図的自己放任、無意図的自己放任、その他」の10項目を挙げ、それらのうち主要なもの具体例として次のような行為を挙げている。すなわち、無視をしてしゃべらない、一人きりにして孤立させる、気を悪くするようなことを言ったりのしったりするなど

感情的に傷をつける、わざと必要な世話をしなかつたり手抜きをしたりする、「たたく」「つねる」「ける」などの身体的な行為をする、部屋から出られないように閉じ込める、手をくくつたりベッドにしばつたりする、受けたいサービスを受けさせない、勝手に金品を使う、などである (上田 2003 : pp. 52-3)。

(4) 太田によれば、たとえば世田谷区の寝たきり高齢者の在宅割合は、昭和 50 年代を通じてほぼコンスタントに減っており、1975 年の調査では約 74 % であったものが、1987 年には 52 % となっている。しかし全国的には首都圏ほどの急激な減少はなく、各年度の「厚生行政基礎調査」によると 50 年代には 8 割台であったものが 7 割台に微減しているだけである (太田 1988 : pp. 65-7)。

(5) 山中は 1998 年 1 月から 2002 年 12 月までの朝日新聞の記事を「介護 or 看病 and 殺人」と「無理心中」という二種類のキーワードで検索し、加害者または被害者の年齢が 60 歳以上である事件を対象としている。したがって、重度の知的障害や身体障害がある子どもを介護する親が起こした事件なども含まれている。

山中は「介護殺人」という呼称を用い、介護殺人は「介護労働が直接的あるいは間接的な背景要因となって発生する殺人行為」を指し、加害者である介護者側の殺害の意思が明確な殺人未遂や自殺未遂も含む、と定義している (山中 2004 : p. 38)。

(6) 著書『介護殺人』において加藤は、介護殺人は「親族による、介護をめぐる発生した事件で、被害者は 60 歳以上、かつ死亡に至った」ものを指す、と定義している (加藤 2005 : p. 43)。

同書の前半では 1998 年から 2003 年までの全国 24 紙の記事を、日経テレコンで「殺人」「傷害致死」「心中」「保護責任者遺棄」のそれぞれに、「介護 or 看護 or 病苦」と、「承諾 or 同意 or 囑託」とをそれぞれかけあわせてキーワード検索し、「60 歳以上の被害者」「親族が加害者」「殺人事件」「介護が関連する」「遺書等により背景事情等が判明する心中事件」といった諸点を満たすものを抽出している。看護や病苦などが事件の背景になっていることが遺書や周囲の証言から推定できなかった場合のほか、加害者が特定できない場合は、分析対象から除かれている。

同書の後半では典型例として、加害者 (献身的な夫) の介護疲れによる心中、加害者 (孝行息子) の虐待の昂進 (身体的虐待) による殺人、加害者 (孤立し感謝されない嫁) の虐待の昂進 (身体的虐待) による殺人、加害者 (不仲な息子) の虐待の昂進 (経済的虐待、介護放棄) による殺人という四例を選び、裁判記録などをもとに詳細に紹介している。

なお追跡調査 (加藤 2006 : p. 80) において全国紙 26 紙を対象とする同様の検索を行って、2004 年と 2005 年のデータを付加している。それによると 1998 年から 2005 年までの新聞各社の記事に登場した介護殺人は 256 件で、この間の事件報道は平均すると年に 32 件であり、2000 年と 2003 年の二度のピークが存在していること

や、配偶者間の事件が増加していることなどが確かめられている。

- (7) ここで今回調査の記事の抽出方法について若干述べておく。朝日新聞および日経テレコンの新聞記事データベースによって、1985年1月以降2006年末までの朝刊・夕刊の本紙・地域面を含む国内全支社の記事の中から、「介護」「看病」「看護」「世話」と「事件」「心中」「殺人」「自殺」「暴行」「暴力」とをそれぞれクロスさせつつ検索し、在宅でのケアに関連して発生した事件を抽出した。被害者と加害者が記事から推察でき、かつ相互に三親等以内の親族（非法律婚の場合も同様のカウント）であるもの、事件発生（または発覚）当時いずれかが65歳以上であったものを抽出した。

先行研究の多くは60歳で区分を行っていたが、ここでは高齢者の年齢区分は、WHO（世界保健機関）の定義であり、2006年に制定された「高齢者虐待防止・養護者支援法」上の定義であり、かつ介護保険制度における第一号被保険者の定義でもあるという理由により、65歳以上の者とした。親の年齢が不明であったものでも、子の年齢から確からしい推定が可能なものは件数にカウントした。また、記事中に言及された別の事件も別個に発生件数にカウントした。